

各 県 立 学 校 長 殿

沖 縄 県 教 育 委 員 会
教 育 長 金 城 弘 昌
(公 印 省 略)

県 立 学 校 に お け る 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 の た め の
分 散 登 校 に つ い て (通 知)

本 県 の 緊 急 事 態 宣 言 が 発 出 さ れ た こ と を 受 け 、 県 立 学 校 に お い て は 、 感 染 症 対 策 と 学 び
の 保 障 の 両 立 を 図 る た め 、 教 県 第 398 号 に よ り 、 緊 急 事 態 宣 言 下 の 教 育 活 動 等 に つ い て 、
適 切 な 対 応 を お 願 い し て き た と こ ろ で す 。

し か し な が ら 、 本 県 に お け る 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 拡 大 状 況 は 深 刻 で あ り 、 こ れ ま で
に 経 験 し た こ と が な い 程 の ス ピ ー ド で 感 染 者 が 増 加 し て い る た め 、 県 立 学 校 に お け る 感 染
拡 大 防 止 の さ ら な る 徹 底 を 図 る 必 要 が あ る こ と か ら 、 下 記 の と お り 分 散 登 校 を 実 施 い た し
ま す 。

た だ し 、 最 終 学 年 の 生 徒 は 、 進 路 決 定 に 向 け た 大 切 な 時 期 で あ り 、 学 び の 保 障 が 極 め て
重 要 で あ る こ と か ら 、 万 全 な 感 染 症 対 策 を 講 じ た 上 で 、 原 則 、 通 常 登 校 と し ま す 。

つ い て は 職 員 、 幼 児 児 童 生 徒 、 保 護 者 へ 周 知 の 上 、 対 応 を お 願 い し ま す 。

な お 、 今 後 の 感 染 状 況 に よ り 対 応 を 変 更 す る 場 合 は 別 途 通 知 い た し ま す 。

記

1 分 散 登 校 期 間 等

分 散 登 校 の 期 間 は 、 5 月 31 日 (月) か ら 6 月 20 日 (日) ま で と す る 。 (一 部 の 特 別 支
援 学 校 に お い て は 状 況 に 応 じ て 対 応 す る)

2 分 散 登 校 期 間 の 授 業 の 実 施 方 法 等 に つ い て

(1) 実 施 方 法

① 最 終 学 年 の 生 徒 は 、 原 則 、 登 校 と し 、 そ れ 以 外 の 学 年 に つ い て は 、 分 散 登 校 を
実 施 す る こ と 。 (時 差 登 校 と の 組 み 合 わ せ も 可 と す る 。)

た だ し 、 専 門 学 科 等 に お い て 教 育 課 程 上 必 要 な 教 育 活 動 (授 業 の 一 環 と し て 位
置 つ け て い る 実 習 等) を 実 施 す る 学 校 に お い て は 、 こ の 限 り で は な い 。

② 特 別 支 援 学 校 に つ い て は 、 校 種 (教 育 部 門) 、 規 模 、 幼 児 児 童 生 徒 の 実 情 に 応 じ
た 対 策 を 適 切 に 行 う 必 要 が あ る た め 、 学 校 毎 に 判 断 す る こ と 。

(2) 学びの保障について

分散登校により登校しない日の自宅学習については、オンラインによる学習支援を行うこと。

また、自宅にオンライン環境が整っていない児童生徒に対しては、登校させるなど個別の学習支援を行うこと。

3 部活動等の取扱いについて

分散登校の期間、部活動は引き続き原則休止とする。

ただし、8月末までに九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会やコンクール等を控えた場合に限り、必要最小限の人数にて、学校長の許可の下、行うこと。平日の活動時間は90分以内（個人練習を含む、早朝練習は行わないこと）、土日休日は2時間以内（準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない）とすること。

4 学寮・寄宿舎の児童生徒の帰省の制限について

原則として、この期間は学寮・寄宿舎から自宅等への帰省は控えさせること。その際は保護者への理解と協力をお願いすること。

5 その他

(1) 分散登校により登校しない日の不要不急の外出を慎むよう、指導を徹底するとともに、保護者等へも協力を依頼すること。

(2) 下校時において、生徒同士による食べ歩き等は厳に慎むよう、指導を徹底すること。

【本件担当】

- 感染症対策全般、運動部活動、学校給食に関すること
教育庁保健体育課 電話 098-866-2726 FAX 098-862-0472
- 県立学校の教育課程、行事等に関すること
教育庁県立学校教育課 電話 098-866-2715 FAX 098-866-2718
- 小中学校及び公立幼稚園の教育課程等に関すること
教育庁義務教育課 電話 098-866-2741 FAX 098-866-2750
- 文化部活動に関すること
教育庁文化財課 電話 098-866-2731 FAX 098-866-4350